

平成24年度地域ぐるみで取り組む  
鳥獣被害対策に関する研修会

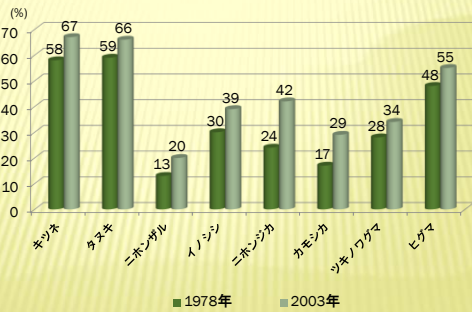
## 鳥獣保護管理の取り組みおよび 第11次基本指針のポイント

一般財団法人 自然環境研究センター  
黒崎 敏文

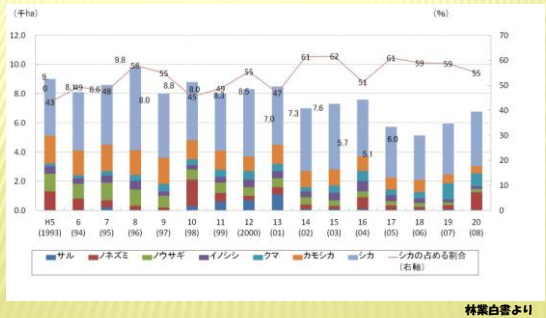
## 例えば、全国のシカ分布は



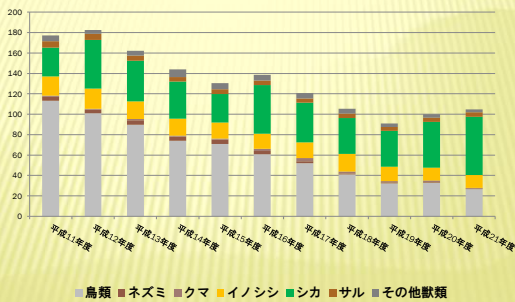
## 野生獣の国土に占める生息分布割合



## 森林における被害面積の推移



## 野生鳥獣による農作物被害面積の推移



## 鳥獣保護管理に係わる制度

- 鳥獣保護法  
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 鳥獣被害防止特措法  
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

## 特定鳥獣保護管理計画制度の概要

### 1. 計画の概要

- ①計画のわらい  
地域個体群の長期にわたる安定的維持
- ②策定主体  
都道府県が策定（任意）
- ③対象  
シカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種  
クマ等の地域的に著しく減少している種
- ④内容  
個体数(群)の管理、生息環境の整備、被害防除  
対策の実施等について、目標及び方法を定める

## 特定鳥獣保護管理計画数

- 制度創設当時：22道府県で25計画
- H24年4月1日現在：46都道府県で120計画
  - ニホンジカ：36都道府県（37計画）
  - イノシシ：34府県（34計画）
  - ツキノワグマ：21府県（21計画）
  - ニホンザル：19府県（19計画）
  - ニホンカモシカ：7県（7計画）
  - カワウ：2県（2計画）

## 鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための  
特別措置に関する法律

目的：農林水産業の発展および農山漁村地域の振興  
内容：

- 1 農林水産大臣による基本指針の策定
- 2 市町村による被害防止計画の作成  
(特定鳥獣保護管理計画と整合をとる)
- 3 鳥獣の捕獲の許可権限の委譲
- 4 財政上の措置
- 5 鳥獣被害対策実施隊の設置  
(非常勤の市町村職員化、狩猟税の軽減措置)
- 6 その他(国・地方公共団体の連携・協力、調査研究・技術開発、  
人材育成、農林漁業の振興・農山漁村の活性化 など)

## 被害防止計画の策定状況

H24年4月現在

46都道府県の1,195市町村で作成



農林水産省HPより

## 鳥獣保護管理の3本柱

- 被害防除
    - ・適切に対策を行えば効果あり
    - ・地域、集落単位での対応
  - 個体群管理
    - ・被害軽減のための捕獲(総個体数、密度、分布)
  - 生息地管理
    - ・好適生息地の整備(広葉樹植林など)
    - ・排除地域の整備(緩衝帯、強間伐など)
- ここから、この柱の脈しです

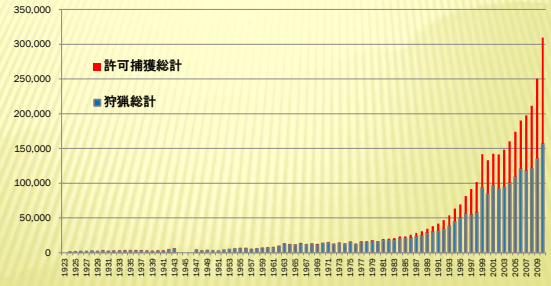
## 捕獲区分について



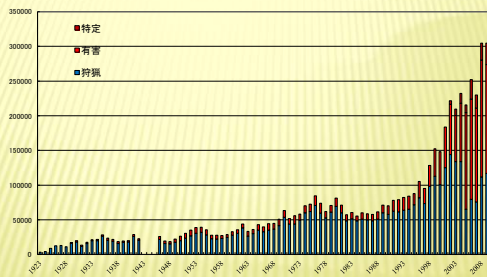
## 狩猟・有害鳥獣捕獲・個体数調整の関係

	狩 猟	許可捕獲	
		有害鳥獣捕獲	個体数調整
定 義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等捕獲又は殺傷を行うこと	法で定める目的で捕獲許可を受けて行う鳥獣の捕獲等又は鳥獣の取除取等	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(49種、鳥類のひな及び卵を除く)	狩猟鳥獣以外の鳥獣も可能	特定鳥獣保護管理計画で定められた種
捕獲及び採取の事由	問わない	鳥獣による生態系等の被害防止のため	特定計画に基づく個体数調整等のため
個別の手続き	狩猟免許の取得、毎年年度開始の登録が必要 許可申請が必要	許可申請が必要 (都道府県知事又は市町村長)	
捕獲できる時期	法令に基づき定められた狩猟期間中		許可された期間(年中いつでも可能)
方 法	法定猟法(わな猟、銃猟)	方法は問わない(危険猟法等については制限あり)	

## ニホンジカの捕獲数の推移



## イノシシの捕獲数の推移



## 狩猟者の現状

狩猟者の高齢化と減少  
(平均年齢約65歳・銃刀法改正)

遅くとも10年後には、現状の捕獲数を維持できない?

農林業被害の拡大?

## 捕獲数(効率)を どうやって高めるか

まずは、



狩猟者の二面性を確保する

「質」と「量」

## 狩猟者の質の問題

— 狩猟と許可捕獲(個体数管理)の違い —

狩猟 (hunting)

とは

趣味として楽しみ・資源の持続性が求められる

許可捕獲(個体数管理) (culling)

(有害鳥獣捕獲・個体数調整・外来種対策)

とは

成果が求められる

でも、現行の捕獲実態は

同じ人（狩猟者＝猟友会）  
が  
同じ地域/場所  
で  
同じ方法  
で  
捕獲している

狩猟者の量（数）の問題

狩猟免許の細分化  
狩猟免許試験の複数回実施



銃砲所持者の増加は望めるのか  
狩猟者は本当に増えるのか  
若者は・・・？

さらなる新たな捕獲者の枠組み

狩猟者だけの駆除は、限界  
現在の駆除はボランティア

「対価」を支払う仕組みと狩猟者を増やすのではなく、新しい発想・枠組みが必要



管理のための捕獲者を増やす制度など

管理のための捕獲者とは

被害農家・林家の意識改革が必要  
(ついでに、行政も)

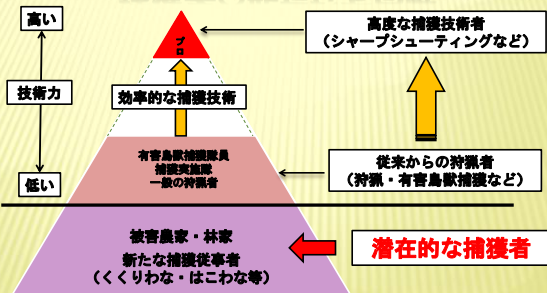
行政に対して何らかの対応を求める



猟友会へ駆除を依頼  
(被害が減らない、不信任)

自己防衛という意識改革の必要性

捕獲者の新たな方向性



第11次基本指針の主な改正点

(課題解決のため)

平成23年9月 鳥獣保護法に基づく基本指針を改正。  
⇒平成24年4月からの都道府県鳥獣保護事業計画の指針となる。

(主な改正点)

- 狩猟免許を持たない者であっても、一定の要件のもとで、わな等による有害鳥獣捕獲に補助者として参画が可能に  
⇒地域ぐるみでの捕獲を推進するため。
- 空気銃が使用できる範囲を拡大(取り逃がす危険性の少ない大型獣(止めさし)も可)

## 第11次基本指針の主な改正点

(主な改正点続き)

- ❏ **鳥獣保護区においても個体数調整**に取り組むことなどにより、鳥獣による農林水産業被害等の軽減を図る旨明記
- ❏ **狩猟期間以外に、狩猟免許を持たない農林業者**が、自らの事業地内で囲いわなによりイノシシ、シカ等を捕獲することを許可できる旨新たに指針に明記。
- ❏ **狩猟免許を持たない者が、住宅等の被害を防止するため、建物内で小型の箱わな等によりアライグマ、ハクビシン等を捕獲することを許可できる旨新たに指針に明記。**

## 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

- ・ 地域ぐるみでの捕獲の推進については、これまで特区による特例事業(有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業)として実施されていた。
- ・ 本事業については全国65市町村で認定を受けた。地域ぐるみでの取組の効果が期待できることから、今般の基本指針の改定に合わせ全国展開を図ることとなった。

## 狩猟免許を持たない者の有害鳥獣捕獲への補助者としての参加について

### ◆制度の概要

○市町村や農協、森林組合等、環境省が定める法人が申請する有害鳥獣捕獲の許可に際して、従事者は原則、狩猟免許が必要だが、以下の条件を全て満たせば免許を受けていない者を補助者として含むことが出来る。

- ・銃器以外の方法による場合
- ・従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれる場合
- ・当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合

## 取り組みを行うにあたって

### ・鳥獣保護事業計画への位置づけ

昨年度まで:特区申請を行うことにより特例として実施  
現 在:各都道府県の鳥獣保護事業計画に本制度を位置づけることが原則。

なお、今回の措置は**義務づけ規定**ではない。  
⇒現在の体制で問題がない地域では導入の必要性は低いと考えられる。  
⇒導入する場合には地域の狩猟等の状況、被害状況等の実情に応じた対応が必要。

### ・行政、猟友会、農業者等を含めた地域の合意形成

**地元住民、地元猟友会、農林業者、行政の合意形成を図ることが重要。**  
地域関係者で議論を行い、地域の現状認識の共有や実施体制、役割分担等について、十分に合意形成を。

## 実施について

### ◆使用する猟具

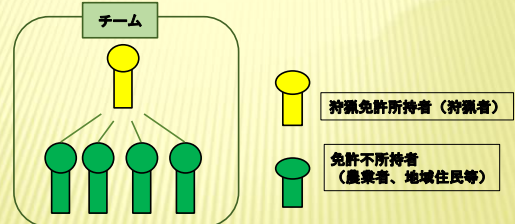
基本は、わなと囲いわな

### ◆捕獲技術・安全性の確保

- (1)講習会の開催  
許可を受ける法人が講習を行う
- (2)保険への加入  
捕獲許可を受けた法人が保険へ加入

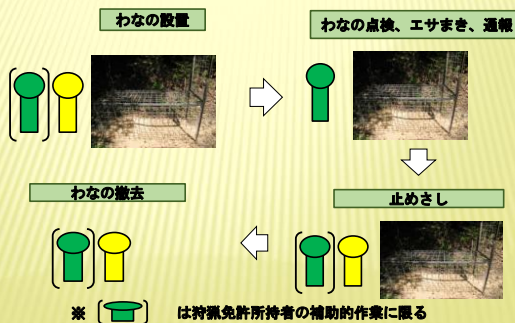
## 実施のイメージ

実施体制



## 実施のイメージ

### 役割分担制



## 実施に当たっての留意点

### ・ わな設置数の増加による錯誤捕獲の増加

わな設置後は見回りを適切に行うとともに、錯誤捕獲が発生したときの体制を整える。

### ・ 不適切な餌付けによる人里への動物の誘因

不適切な餌付けにより、不用意に人里に野生動物を誘引しないよう注意する。

### ・ 専門家の助言

適切かつ効果的な捕獲が行われるよう、専門家の助言を受けながら実施する。専門家については、環境省人材登録事業に登録された者の活用を推奨する。

ご清聴ありがとうございました

